

## 東海学院大学短期大学部教育後援会会則

第1条 本会は、東海学院大学短期大学部教育後援会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の事務局を、各務原市那加桐野町2丁目43番地、東海学院大学短期大学部（以下「本学」という。）内に置く。

第2条 本会は、本学の教育事業及び教育施設の発展と向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一 教育上必要な施設の充実及び学術研究の援助に関すること。
- 二 教職員及び学生の厚生福利の充実に関すること。
- 三 本学と保護者との連携等を図る事業に関すること
- 四 その他本会の目的を達成するに必要と認める事業に関すること。

第4条 本会の会員を、次の3種とする。

- 一 普通会员 本学に在籍する学生の保護者
- 二 賛助会員 本学の趣旨に賛同する者
- 三 名誉会員 本会のために功労あった者、または多額の寄付者

第5条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- |      |     |   |
|------|-----|---|
| 会 長  | 1   | 名 |
| 副会長  | 1   | 名 |
| 会 計  | 1   | 名 |
| 会計監査 | 2   | 名 |
| 監 事  | 若干名 |   |

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了後も次期役員が決定するまで前任者が執行する。

第6条 本会に代表委員及び参与を置き、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 一 代表委員 数名を会員の中から互選し、会長が委嘱する。
- 二 参 与 若干名
  - (一) 会長経験者
  - (二) 本学教職員の中から会長が委嘱する。

第7条 事務局を本学総務課に置く。また、必要により別に事務担当を配置することができる。事務担当は会長が委嘱する。

第8条 本会役員は、次の職務を行う。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある時は、会長の職務を代行する。
- 三 会計は、本会の全ての収入支出を掌握し、総会において予算及び決算報告をする。
- 四 会計監査は、本会の会計及び収支決算を監査する。
- 五 監事は、本会の会務を監査する。

第9条 本会参与及び事務局は次の職務を行う。

- 一 参与 本会会務に参与する。
- 二 事務局 本会における事務全般を執行する。

第10条 役員は、会員の中から互選により選出する。

第11条 本会は必要に応じて、総会、役員会及び委員会を開くものとする。

第12条 総会は、毎年1回開き、役員及び代表委員で構成する。

- 一 総会は、役員及び代表委員の過半数の出席（委任状提出者を含む）をもって成立する。
- 二 総会は、役員、会則の改正並びにその他の重要事項について議決し、事業計画、年度予算及び決算の報告をし、これを承認する。
- 三 総会議長には会長がこれに当たり、その議事は出席者の過半数の同意をもって成立する。
- 四 会員は総会に出席して意見をのべることができる。

第13条 役員会は、必要に応じてその都度会長が招集し、役員の過半数の出席（委任状提出者を含む）をもって成立し、総会の決定に基づく事業の具体的な運営方法を協議し、出席者の過半数の同意をもって決する。

第14条 委員会は、役員及び代表委員で構成され、役員及び代表委員の過半数の出席（委任状提出者を含む）をもって成立し、付議事項の協議及び重要会務を評定し、出席者の過半数をもって決する。

第15条 本会の経費は、会員の会費及び篤志金を持って支弁する。

2 本会の会費は、次のとおりとする。

- 一 入会金 2,000円 入学時に全額納入
- 二 会費（普通会员） 年額 20,000円 原則毎年3月に納付  
会費（賛助会員） 任意の額とし随時納入  
会費（名誉会員） 篤志金、寄付金等
- 三 9月卒業者の会費は、正会員の会費の二分の一の額とする。

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の会則変更は委員会の決議によって行い、総会に報告する。

附 則 本会則は昭和50年4月1日よりこれを施行する。

附 則 2 この会則は平成4年4月10日より一部改正する。

附 則 3 この会則は平成8年4月10日より一部改正する。

附 則 4 この会則は平成9年4月10日より一部改正する。

附 則 5 この会則は平成12年4月10日より一部改正する。

附 則 6 この会則は平成15年4月10日より一部改正する。

附 則 7 この会則は平成16年4月10日より一部改正する。

附 則 8 この会則は平成20年4月8日より一部改正する。

附 則 9 この会則は平成22年4月6日より一部改正する。

附 則 10 この会則は平成26年6月1日より一部改正する。

附 則 11 この会則は平成27年3月18日より施行する。

附 則 12 この会則は平成30年2月16日より一部を改正する。

附 則 13 この会則は平成30年4月3日より施行する。